

バイク・軽自動車などの 登録・廃車・名義変更の 手続きを忘れずに

申告手続きが必要です



バイク・軽自動車・小型自動車などの車両を取得、廃車、譲渡した場合や転入、転出された場合は、申告手続きが必要です。

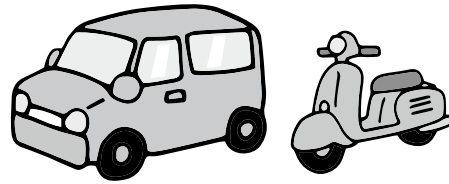
軽自動車税(種別割)は、納税義務者の申告に基づいて課税されます。登録内容に変更がある場合、申告手続きをしないと、所有していないのにいつまでも課税されるなど、トラブルの原因になります。軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に1年分課税されます(月割制度はありません)。まだ申告していない方は、早急に手続きしてください。

※軽自動車税(種別割)は、公道上の走行や使用の有無にかかわらず、所有していることで課税対象となります。※乗用装置を備えている、最高速度35km/h未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤散布車等は、小型特殊自動車として登録が必要です。※登録時と異なる車両に、ナンバープレートを付け替えることはできません。※盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

《問合せ》税務課
21-9045

《車種別の申告受付・問合せ先》

車種	申告受付・問合せ
<ul style="list-style-type: none"> ■原動機付自転車 (排気量125cc以下) ■小型特殊自動車 	税務課市民税係 ☎21-9045 または各振興局市民福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ■三輪または四輪の軽自動車 (排気量660cc以下) 	軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 ☎050-3816-1848 (コールセンター) https://www.keikenkyo.or.jp/ 
<ul style="list-style-type: none"> ■二輪の軽自動車 (排気量125cc超 250cc以下) ■二輪の小型自動車 (排気量250cc超) 	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067 (コールセンター) https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/ 



固定資産税の申告は1月31日まで をお願いします

【問合せ】税務課 ☎21-9046



固定資産税は毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。申告が必要な方は早めに申告の準備をお願いします。

土地・家屋を所有している方へ

所有資産に次のような変更がある場合は申告が必要です。

- 母屋の増築、車庫等の新築
- 家屋の取り壊し
- 事務所や倉庫等を改装して住居に変更

事業者の方へ

12月上旬に令和5年度分の償却資産の申告書を送付します。前年度と申告内容が変わらない場合も申告が必要です。また、次の方も申告が必要です。

- 新しく事業を始めた方
- ソーラーパネルを設置した方など

実地調査をしています

固定資産の異動について、申告で把握するほかにも、職員が日々次のことを調査しています。ご理解、ご協力をお願いします。

- 土地の利用用途の変更
- 家屋の新築、増築評価
- 償却資産の帳簿調査など



地域おこし協力隊紹介

～私と活動と、時々、暮し～

都市部から地方への移住を促進する国の制度「地域おこし協力隊」。個性溢れる隊員自らが活動を紹介しますシリーズ！

《問合せ》環境経済課 ☎21-9096

vol.19

高校生と地域をつなぐコーディネーター

酒井 美佳

Instagram



HS.COORDINATOR.TOYOOKA



神奈川県出身。演劇、ミュージカル、日本舞踊、パントマイムといった舞台芸術や、日本文学に囲まれて学生時代を過ごす。京都での社会人生活を経て今年2月に移住

流行ではない、競争ではない
生き方

「このまちは、高さや大きさや速さを競うのとは別の道を進みたいと思う」。豊岡市移住定住ポータルサイト「飛んでるローカル豊岡」のトップページの言葉です。この言葉で、豊岡市への移住を決めました。

首都圏で生まれ育った私は、競争と消費でまわる都会を生活の拠点とすることに意義を見い出せずにいました。日常の鬱憤を紛らわすために、演劇やカルチャーを浴びて、もまれて……。でも、何かが違う。

そんなとき、豊岡市による地域おこし協力隊の募集を耳にしました。このまちでは、流行ではない、競争ではない生き方ができるかもしれない。そう思って応募を決めました。

豊岡での暮らしと活動

豊岡は、住めば住むほどその深さに魅了されます。海あり山あり川あり、ご飯はおいしく、歴史や文化もあって、人が優しい。今では日常の瞬間一瞬を楽しんでいます。

地域おこし協力隊としては、「高校と地域をつなぐコーディネーター」として活動して

います。出石高校の「地域探求」授業の手伝いや近畿大学附属豊岡高校の寮生を地域につなぐ活動のほか、複数の高校の生徒たちからなる地域サークル「MIXES」を立ち上げました。

高校生と地域をつなぐ

最近では「地域に開いた場所作り」「文化芸術を通じた交流」「地域に根付いた文化の再発見」の三つをテーマとして活動しています。

「居場所」や「趣味」という、高校と地域の間接点を作ることで、高校生と地域の自然な交流が生まれることを目指しています。

また、風土に根付いた生活文化や芸術文化は力強く、とても美しいということや皆さんに知っていただけるような活動をしていきたいです。



酒井さんが立ち上げた地域サークル「MIXES」

国民年金のお知らせ

もしものための障害基礎年金

予期間を含む。

▽初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

③ 一定程度以上の障害の状態
国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害のあること（障害者手帳の等級とは異なる）

受け取るための3つの条件

① 初診日に年金に加入

障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

▽国民年金加入期間

▽20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

② 一定の保険料を納付

▽初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上の保険料を納付していること（免除・猶

《問合せ》市民課 ☎21-9096
15または各振興局市民福祉課

